

貨物概要

本品は、プラスチック製（成型品）の容器で自動車のルーフラックに取り付けられる物品で、その内部構造は底部にルーフラックから取り付け具（Uボルト等）で固定されるように数箇所の穴が開いている。また、蓋の開閉についてはガス充填式支柱又はオイル式支柱により行うことができる。

デザインは風の抵抗を考慮して前部を薄くして後部を厚くしたものとなっている。スキー用具、釣り具等、ダイビング用品他各種アウトドアグッズ等を雨や風から守りながら運ぶために使用。

サイズ：全長 226 cm × 全幅 55 cm × 全高 34 cm

分類

関税率表第 8708.99 号（統計番号 8708.99-090）の自動車のその他の附属品

分類理由

本品は、上記商品説明の形状等から自動車専用に製造された物品であることは明らかであり、かつ、汎用性も認められません。他方、第 39.23 項にはプラスチック製の運搬用の製品が掲げられています。

しかしながら、運搬用の製品とは、元来、特定の荷物を運搬目的のために反復又は一時的に使用する箱、ケース、袋等の物品をいうものであり、本品のようにスキー用具、釣り具等のアウトドアグッズ等を収納保管するために製造され、ルーフラックに取り付けられるような内部構造になった物品は、外部荷物入れとしての性格を有し、第 39.23 項の運搬用の製品とは本質的に異なるものです。以上のことから、本品は、関税率表解説第 17 部総説（ ）の自動車の附属品としての三つの要件

この部の注 2 の規定により除外されているものでないこと

86 類から 88 類までの物品に専ら又は主として使用するものであること

この表の他の類において、より特殊な限定をして記載をしているものでないことを充足するものと考え、自動車の附属品として上記のとおり分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）